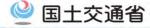
木造建築物の仕様の実況に応じた壁量基準等の見直し



現状•改正主旨

- 現行の<u>壁量基準・柱の小径の基準では、「軽い屋根」「重い屋根」の区分に応じて必要壁量・柱の小径を算定</u>。 一方、木造建築物の<u>仕様は多様化</u>しており、<u>この区分では適切に必要壁量や必要な柱の小径が算定できない</u>おそれ。
- 〇 特に、<u>より高い省エネ性能のニーズ</u>が高まる中、断熱性能の向上や階高の引き上げ、トリプルガラスサッシ、太陽光 発電設備等が設置される場合には、<u>従来に比べて重量が大きく、地震動等に対する影響に配慮が必要</u>。
- このため、<u>木造建築物の仕様の実況に応じて必要壁量・柱の小径を算定できるよう見直す</u>。 (建築基準法施行令等を改正し、令和7年4月に施行。なお、<u>1年間、現行の壁量基準等を適用可能とする経過措置</u>を設ける。)

壁量基準の見直し(令第46条)

- ○仕様の実況に応じた必要壁量の算定方法への見直し
 - 現 行:「軽い屋根」「重い屋根」の区分により必要壁量を算定
 - ⇒ 見直し:建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、必要壁量を算定
- ○存在壁量に準耐力壁等を考慮可能化
 - 現 行:存在壁量として、耐力壁のみ考慮
 - ⇒ 見直し: 存在壁量として、耐力壁に加え、腰壁、垂れ壁等を考慮可能
- 〇高耐力壁を使用可能化
 - 現 行:壁倍率は5倍以下まで
 - ⇒ 見直し:壁倍率は7倍以下まで
- 〇構造計算による安全性確認の合理化
 - 現 行:構造計算による場合も壁量計算が必要
 - ⇒ 見直し: 構造計算(昭和56年告示1100号5号)による場合は壁量計算は不要

柱の小径の基準の見直し(令第43条)

- 〇<u>仕様の実況に応じた柱の小径の算定方法への</u> 見直し
 - 現 行:階高に対して「軽い屋根」「重い屋根」等の区分 に応じて一定の割合を乗じて算定
- ⇒ 見直し:建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、
 - ・柱の小径を算定又は、
 - ・小径別の柱の負担可能な床面積を算定

設計支援ツールの整備

- 〇住宅の諸元※を入力すれば、必要壁量、柱の小径や柱の負担可能な床面積を容易に算定できる設計支援ツールを整備
 - ※諸元:階高、床面積、屋根・外壁の仕様、太陽光発電設備等の有無等

(技術的助言にて設計支援ツールを使用可能であることを位置づけ予定)

仕様の実況に応じた必要壁量の算定方法への見直し(壁量基準の見直し関連)

令和7年4月1日 施行

昭和56年告示第1100号 改正

- 建築物の<u>荷重の実態に応じて、算定式により、必要壁量を算定</u>(いわゆる「軽い屋根」、「重い屋根」は廃止)
- 特定の仕様等の組合せを確認することで、必要壁量を容易に把握できる

 試算例(早見表)を整備
- 諸元を入力することで、<u>必要壁量を容易に算定できる表計算ツールを整備</u>

(確認申請において、基本的に、早見表や表計算ツールの出力結果の提出までは求めない予定)

<算定式(床面積あたりの必要な壁量)>

 $Lw = (Ai \cdot CO \cdot \Sigma wi) / (0.0196 \cdot Afi)$

Lw:床面積あたりの必要な壁量(cm/m³)

Ai : 層せん断力分布係数

Ai = 1+ { $(1/\sqrt{\alpha} i) - \alpha i$ } × 2T/ (1+3T)

固有周期T=0.03h(秒)

αi: 建築物のAiを算出しようとする高さの部分が支える 部分の固定荷重と積載荷重との和を当該建築物の地上 部分の固定荷重と積載荷重との和で除した数値

h : 建築物の高さ(m)

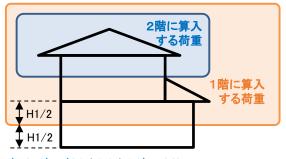
CO:標準せん断力係数 0.2とする。

※令第88条第2項の規定により指定した区域の場合は0.3

Σwi: 当該階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和(kN)

Afi : 当該階の床面積(㎡)

く荷重(Wi)算定のイメージ>



 $(W2-2) = (G1+D1+D2) \times Af2$ +0.5 \times (G2+G3+D3+D4) \times Af2

 $(W2-1) = (Af1-Af2) \times (G1+D1+D2)$ $+0.5 \times (G2+G3+D3+D4) \times Af2$ $+0.5 \times (G2+G3+D3+D4) \times Af1$ $+(G4+P1) \times Af2+(W2-2)$

<算入する荷重>

 Af1:1階面積(m²)
 D1:天井(屋根)断熱材荷重(kN/m²)

 Af2:2階面積(m²)
 D2:太陽光発電設備等荷重(kN/m²)

 Af2:2階面積(m²)
 D2:太陽光発電設備等荷重(kN/m²)

 G1:屋根荷重(kN/m²)
 D3:外壁断熱材荷重(kN/m²)

G2: 外壁荷重(kN/m²) D4: 高断熱窓荷重(kN/m²)

G3:内壁荷重(kN/m²)

G4: 床荷重(kN/m²) W2-1: 2階建の1階の荷重(kN) P1: 積載荷重(kN/m²) W2-2: 2階建の2階の荷重(kN)

仕様の実況に応じた柱の小径の算定方法の見直し(柱の小径の基準の見直し)

令和7年4月1日 施行

平成12年告示第1349号 改正

- 建築物の重量に応じた柱の小径の算定式を規定。より精緻な算定式(座屈の理論式)の活用も可能。
- 柱の小径の算定のほか、柱の負担可能面積の算出が可能
- 特定の仕様等の組合せを確認することで、柱の小径を容易に把握できる試算例(早見表)を整備
- 〇 諸元を入力することで、柱の小径や柱の負担可能面積を容易に算定できる表計算ツールを整備

(確認申請において、基本的に、早見表や表計算ツールの出力結果の提出までは求めない予定)

<算定式(横架材相互の垂直距離に対する柱の小径)>

 $de / l = 0.027 + 22.5 \cdot Wd / l^2$

de: 必要な柱の小径 (mm)

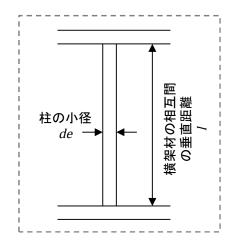
l : 横架材の相互間の垂直距離(mm)

Wd : 当該階が負担する単位面積あたり

の固定荷重と積載荷重の和 (N/m²)

※荷重算定のイメージは壁量基準と同様

※積雪荷重は含まない



※柱に壁が取り付く場合、当該壁 の方向については、柱の小径の 検討は不要

(今後解説等で示す予定)

くより精緻な算定式(座屈の理論式)>

$$d_e = \frac{l}{75.05} + \sqrt{\left(\frac{l}{75.05}\right)^2 + \frac{1}{1.3} \cdot W_d A_e / \left(\frac{1.1}{3} F_C\right)}$$
 \$\(\begin{array}\)

Ae : 荷重負担面積 (m²)

Fc : 柱材の圧縮基準強度 (N/mm²)

座屈の理論式をもとに、

- •柱の小径
- 柱の負担可能面積

を容易に算定できる設計支援ツールを整備